

# 自治会館等整備への 補助金をご活用ください！



メニュー	補助対象	補助額
新築	自治会館を新築又は取得する事業(事業費50万円以上) ※既存の自治会館等がない場合に限る 【対象経費】 ・新築、取得費用	【補助額】 事業費の10分の3(上限315万円)
増改築	延床面積の増加や主要な構造部分の取り替え・取り付けを行う事業(事業費50万円以上) 【対象経費】 ・主体工事費用(基礎、屋上、屋根、階段等) ・設備工事費用(電気工事、冷暖房工事、給排水工事、ガス工事、便所工事等)、耐震改修工事等	【補助額】 事業費の10分の3(上限180万円)
修繕	建物の一部を改善・補修する事業(事業費50万円以上) 【対象経費】 ・破損復旧・模様替え費用(畳、床、建具、壁、天井、衛生設備、流し台等)、冷暖房・水洗便所改造工事費用	【補助額】 事業費の10分の3(上限180万円)
定期報告	建築基準法に規定する定期報告を行う事業(事業費10万円以上) 【対象経費】 調査・定期報告書作成費用	【補助額】 事業費の10分の3(上限15万円)
撤去	自治会館を解体し、処分する事業(木造は築40年以上、非木造は築60年以上で事業費50万円以上) 【対象経費】 仮設・解体工事費用	【補助額】 事業費の10分の5 (上限木造100万円・非木造150万円)
建替え	自治会館を撤去し、新築する事業(木造は築40年以上、非木造は築60年以上で事業費50万円以上) 【対象経費】 ・仮設・解体工事費用 ・主体工事費用(基礎、屋上、屋根等) ・附帯工事費用(電気工事、冷暖房工事等)	【補助額】 事業費の10分の5 (上限:木造600万円・非木造650万円) ※撤去事業を別年度に行う場合は、上限500万円
活動拠点づくり	活動を行うための拠点や物品の保管場所を設置する事業(事業費1万円以上) ※既存の自治会館等がない場合又は移転する場合に限る 【対象経費】 ・活動拠点づくりに必要な初期費用	【補助額】 事業費の10分の5 (上限30万円)
賃貸物件	ア 物件を賃借して使用する事業(家賃月額2万円以上) ※既存の自治会館等がない場合又は移転する場合に限る 【対象経費】 ・賃借にかかる家賃(貸室の時間利用料を含む) ※管理費等は含まない イ 賃貸物件を修繕する事業(事業費10万円以上) ※退去に伴う修繕は含まない 【対象経費】 ・賃借人が負担すべき修繕に要する費用	【補助額】 ア 事業費の10分の5 (上限2万円、最長5年間) (貸室の利用料の場合は、1月分の合計額2万円以内) 【補助額】 イ 事業費の10分の5 (上限30万円)

# 手続きの流れ

制度をご利用いただく際の大まかな流れは次のとおりです。

## ◆ 事業着手までの流れ

7月～  
9月29日  
(金)

### 事前相談・申請準備

- ① 申請をお考えの場合は、**必ず**事前に参画協働課にご相談ください。
- ② 次年度にむけた予算要求のため、**9月29日(金)**までに具体的な事業の内容が分かる見積書をご用意ください。
- ③ 詳細は、相談していただいた際にご説明させていただきます。

3月末

議会により、予算が確定します。  
事前相談していただいた事業の補助が可能かどうか、ご連絡いたします。

4月以降

### 交付申請書の提出(※必ず交付申請してください)

申請に必要なものは、以下のとおりです。  
(メニューにより提出物が異なります。相談時に確認します。)

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| ① 申請書 ※様式あり | ⑥ 自治会館使用実績報告書<br>※様式あり |
| ② 見積書       | ⑦ 事業収支予算書 ※様式あり        |
| ③ 建物平面図     | ⑧ 賃貸借契約書               |
| ④ 付近図       | ⑨ その他必要な書類             |
| ⑤ 施工前の写真    |                        |

申請から  
2週間以内

### 補助決定

補助金交付決定通知書を送付します。

決定通知書  
受取後

### 事業着手 → 完成

事業完了後

### 実績報告書の提出(事業完了後20日以内)

- |                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| ① 実績報告書 ※様式あり              | ⑤ 補助金請求書 ※様式あり  |
| ② 事業完了届 ※様式あり              | ⑥ 事業収支決算書 ※様式あり |
| ③ 施工中・施工後の写真               |                 |
| ④ 工事代金の請求書(写)または<br>領収書(写) |                 |

申請から  
3週間以内

### 補助金の支払い

お問合せ先：川西市 参画協働課(市役所4階)  
TEL 072-740-1600 FAX 072-740-1322  
MAIL kawa0197@city.kawanishi.lg.jp